

令和元年 12 月 10 日

各 位

株式会社財宝

## 弊社に対する消費者庁の指示に関するお詫びとお知らせ

弊社 株式会社財宝は、令和元年 12 月 9 日付で消費者庁より、特定商取引法第 22 条第 1 項の規定に基づく電話勧誘販売に関する指示を受けました。

本件により多大なるご心配とご迷惑をお掛けした、お客様をはじめとする全ての関係者各位に対し、深くお詫び申し上げます。

尚、今回の指示は弊社の電話勧誘販売の方法に関するものであり、弊社の商品の品質や安全性に関してのものではございませんので、弊社提供のサービス全般およびお手元の商品につきましては、引き続き安心してご使用いただけますと幸いです。

### 1. 消費者庁に認定された事実

弊社は、商品の定期購入契約の電話勧誘販売を行うに当たり、特定商取引法第 21 条第 2 項の規定により禁止される、商品の販売価格、代金の支払時期及び引渡時期につき故意に事実を告げない行為をしていると認められました。

### 2. 指示の内容

特定商取引法第 22 条第 1 項の規定に基づく指示

- (1) 電話勧誘販売に係る売買契約の締結について勧誘をする際、当該契約が購入者に対して商品を定期的に継続して引き渡し、購入者がこれに対する代金の支払をすることとなる契約である場合には、当該契約が定期購入契約である旨並びに商品の販売価格、代金の支払時期及び引渡時期について必ず告げること
- (2) 今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、その検証結果について、消費者庁長官に報告すること
- (3) 今回の違反行為の再発防止策及びコンプライアンス体制を構築し、当該再発防止策及びコンプライアンス体制について、消費者庁長官に報告すること

### 3. 今後の取り組み

弊社では、消費者庁から指示を受けた違反行為の発生原因の調査を開始し、問題の

再発防止を図るため、社内規則の改定、電話勧誘販売員への教育・指導面等を見直すとともに、コンプライアンス体制の構築に着手しております。

経営陣以下社員一同、今回の指示内容を真摯に受止め、消費者庁の御指導のもと、電話勧誘販売方法の見直しや特定商取引法に関する研修等を実施し、コンプライアンス体制の強化と再発防止に努めてまいります。

以上

本件問合せ電話番号 0994-41-1111  
担当部・担当者 総務部 岩元・鈴木